

避難行動要支援者名簿登録対象外施設について

以下の施設に入所されている方は、立川市避難行動要支援者名簿の対象者にはなりません。

各施設で避難支援をお願いします。

	施設名称	根拠法令
1	共同生活を営むべき住居 (認知症高齢者グループホーム)	老人福祉法第5条の2第6項
2	養護老人ホーム ※現在、立川市内にはありません	老人福祉法第20条の4
3	特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5
4	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム・ケアハウス)	老人福祉法第20条の6
5	有料老人ホーム	老人福祉法第29条
6	地域密着型特定施設 ※現在、立川市内にはありません	介護保険法第8条第21項
7	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第8条第22項
8	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
9	サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する 法律第5条第1項
10	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 第5条第11項
11	共同生活を営むべき住居 (障害者グループホーム)	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 第5条第17項